（大臣官房付）財務事務官　山沖　義和
大臣官房参事官を命ずる（七月十四日）
（国際局地域協力課地域協力企画官）財務事務官　岩井　和司
任期満了により退職（七月十六日）
（総務省行政管理局管理官）総務事務官　奥　達雄
財務事務官に任命する
主計局主計企画官を命ずる
（主計局主計官兼主計局主計企画官）財務事務官　青木　孝徳
主計局主計企画官兼務を免ずる
（株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行アジア本部アジア企画部上席調査役）　川島　浩二
財務事務官に任命する
国際局地域協力課地域協力企画官を命ずる
（外務省在大韓民国日本国大使館参事官）外務事務官　中山　光輝
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
総務省に出向させる
（独立行政法人国立印刷局理事）　山崎　穣一
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
国税庁に出向させる（以上七月十七日）

最高裁判所

簡易裁判所判事兼判事補　宮端　謙一
京都簡易裁判所判事に補する
京都地方裁判所判事補に補する
兼ねて京都家庭裁判所判事補に補する
判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する（七月十六日）
釧路地方裁判所判事補兼釧路家庭裁判所判事補・釧路簡易裁判所判事　小野寺健太
大阪地方裁判所判事補に補する
兼ねて大阪家庭裁判所判事補に補する
大阪簡易裁判所判事に補する（七月十七日）

○定年退官
簡易裁判所判事鈴木敏之は七月十三日限り定年退官

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、七月十八日午前九時二十八分御出門、明治天皇百年祭に当たり、明治神宮（渋谷区）へ行幸啓、同十一時三分還幸啓になった。

官庁報告

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成24年７月20日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 24 年７月 20 日

経済産業大臣　枝野　幸男

記

１．制定された日本工業規格

低圧開閉装置及び制御装置―第７－２部：補助装置―銅導体用保護導体端子台	C8201－7－2
産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム―第２部：安全性要求事項	C8715－2

２．改正された日本工業規格

再生骨材Mを用いたコンクリート	A5022
再生骨材Ｌを用いたコンクリート	A5023
刈払機用回転刈刃	B9212
電気絶縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ	C2336
電気絶縁用ポリエステル粘着テープ	C2338
電線管システム―第１部：通則	C8461－1
家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ―第１部：一般要求事項	C8462－1
軟質発泡材料―物理特性―第２部：硬さ及び圧縮応力―ひずみ特性の求め方	K6400－2
軟質発泡材料―物理特性―第５部：引張強さ，伸び及び引裂強さの求め方	K6400－5
プラスチックの転移温度測定方法	K7121
プラスチックの転移熱測定方法	K7122
プラスチックの比熱容量測定方法	K7123
熱可塑性プラスチックフィルム及びシートの熱機械分析による軟化温度試験方法	K7196
プラスチックの熱機械分析による線膨脹率試験方法	K7197

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

国家試験

平成24年度土地改良換地士資格試験の実施について

平成24年度の土地改良換地士資格試験を下記により実施するので、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第43条の２の４の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年７月 20 日

農林水産大臣　郡司　　彰

記

1　試験の実施期日　平成24年10月21日（日）午前９時30分から午後４時30分まで

2　試験の内容　試験は、次に掲げる内容につき、筆記の方法で行う。

⑴　農用地の集団化に関する事業に係る次に掲げる知識

ア　土地改良法（イに掲げる規定を除く。）、民法、不動産登記法、土地改良登記令、戸籍法、農地法その他換地の事務処理を行うに必要な関係法令に関するもの

イ　測量及び土地改良法のうち換地関係規定に関するもの

⑵　農用地の集団化に関する事業に係る次に掲げる実務

ア　換地計画書の作成に関するもの

イ　従前地各筆調書の作成、戸籍簿等調査、代位登記申請書の作成及び測量（求積計算）に関するもの

3　法令等の適用日　試験の解答に当たり適用すべき法令等は、平成24年７月20日（金）現在において施行されているものとする。

4　試験の場所等

⑴　試験の場所　札幌市、仙台市、さいたま市、金沢市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市及び那覇市

⑵　受験地の指定　⑴の場所のうち受験者が受験願書に記載した場所を受験地として指定する。

⑶　受験地変更の取扱い　受験願書提出後、住居の移転等やむを得ない理由により、受験地の変更を希望する受験者は、受験願書を提出した地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に書留郵便で変更受験地及びその理由を平成24年９月13日（木）までに届け出ることとする。

5　受験手続

⑴　受験願書及び試験免除申請書の提出先　受験者の住所地を管轄する地方農政局長に郵送又は直接持参により提出する。

⑵　受験願書及び試験免除申請書の受付期間　平成24年７月20日（金）から平成24年９月７日（金）まで（郵送による場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。）

⑶　受験願書用紙等の交付　受験願書用紙等（受験願書用紙、試験免除申請書用紙及び受験の手引）は、平成24年７月20日（金）から平成24年８月28日（火）まで農林水産省農村振興局、各地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び各都道府県土地改良事業団体連合会において交付する。

郵送で交付を求める場合は、封筒の表に赤字で「土地改良換地士資格試験受験願書用紙等請求」と書き、90円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

なお、受験手続に関し不明な点については、農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課（東京都千代田区霞が関１丁目２番１号、郵便番号100―8950、電話番号03―6744―2192）に問い合わせること。

6　合格者の公表　合格者の公表は、平成24年11月19日（月）に官報に掲載するとともに、各地方農政局、国土交通省北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局の掲示場に掲示して行う。

なお、合格者には合格証書を交付する。